

港区バリアフリー
交通安全特定事業計画
浜松町駅周辺地区

令和4年3月
東京都公安委員会

**港区バリアフリー基本構想における重点整備地区
「浜松町駅周辺地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、港区バリアフリー基本構想に即して、浜松町駅周辺重点整備地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
1	一般国道 15 号	第一京浜	港区浜松町 2 丁目 1 番先 から 港区芝 1 丁目 5 番先 まで		浜松町四丁目児童遊園、 芝大門二丁目児童遊園、 金杉橋児童遊園
2	特例都道 日比谷芝浦線 (第 409 号)	日比谷通り	港区新橋 6 丁目 1 番先 から 港区芝 3 丁目 4 番先 まで		都立芝公園、都立芝公園 グラウンド、区立芝公園、 区立芝公園多目的運動場 (アクアフィールド芝公園)、 芝郵便局
3	特例都道 新橋日の出ふ頭線 (第 481 号)		港区海岸 1 丁目 1 番先 から 港区海岸 1 丁目 1 番先 まで		イタリア公園
4	特別区道 第 1021 号線、 第 1102 号線	大門通り	港区芝公園 1 丁目 4 番先 から 港区浜松町 2 丁目 4 番先 まで	J R、東京モノ レール 浜松町駅	
5	特別区道 第 1102 号線、 第 1019 号線、 特例都道 新橋日の出ふ頭線 (第 481 号)	竹芝通り他	港区海岸 1 丁目 12 番先 から 港区海岸 1 丁目 13 番先 まで	都営地下鉄 大門駅 御成門駅 芝公園駅	旧芝離宮恩賜庭園
6	特別区道 第 1006 号線	赤レンガ通り	港区新橋 6 丁目 3 番先 から 港区新橋 6 丁目 19 番先 まで	ゆりかもめ 竹芝駅	芝病院
7	特別区道 第 1016 号線		港区西新橋 3 丁目 19 番先 から 港区新橋 6 丁目 4 番先 まで	浜松町バスター ミナル	東京慈恵医科大学付属病 院、きらきらプラザ新橋
8	特別区道 第 1148 号線		港区新橋 6 丁目 12 番先 から 港区新橋 6 丁目 19 番先 まで	竹芝客船ター ミナル	福祉プラザさくら川（特 別養護老人ホーム（新橋 さくらの園）、デイサービ スセンター（新橋さくら の園）、老人保健施設（新 橋ばらの園）、障害者支援 施設（新橋はつらつ太陽）
9	特別区道 第 1018 号線		港区西新橋 3 丁目 25 番先 から 港区芝公園 1 丁目 2 番先 まで		御成門中学校、御成門中 学校屋内プール、御成門 小学校

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
10	特別区道 第 1022 号線		港区芝 2 丁目 1 番先 から 港区芝 2 丁目 3 番先 まで	J R、東京モノ レール 浜松町駅 都営地下鉄 大門駅 御成門駅 芝公園駅 ゆりかもめ 竹芝駅 浜松町バスター ミナル 竹芝客船ター ミナル	区立公衆浴場（ふれあいの湯）
11	特別区道 第 814 号線		港区芝公園 3 丁目 2 番先 から 港区芝公園 1 丁目 4 番先 まで		みなと図書館
12	特別区道 第 785 号線		港区芝公園 1 丁目 5 番先 から 港区芝公園 1 丁目 8 番先 まで		
13	特別区道 第 148 号線		港区芝公園 1 丁目 5 番先 から 港区芝公園 1 丁目 8 番先 まで		港区役所、芝地区総合支 所、港区議会棟
14	特別区道 第 167 号線		港区浜松町 1 丁目 11 番先 から 港区浜松町 1 丁目 30 番先 まで		エコプラザ、シティハイ ツ神明
15	特別区道 第 817 号線		港区芝公園 2 丁目 2 番先 から 港区浜松町 2 丁目 5 番先 まで		
16	特別区道 第 818 号線		港区芝公園 2 丁目 7 番先 から 港区芝公園 2 丁目 12 番先 まで		芝公園保育園
17	特別区道 第 192 号線		港区芝 1 丁目 5 番先 から 港区芝 1 丁目 9 番先 まで		
18	特別区道 第 191 号線、 第 196 号線		港区芝 1 丁目 9 番先 から 港区芝浦 1 丁目 3 番先 まで		障害者保健福祉センター （ヒューマンぷらざ）、シ ティハイツ竹芝
19	特別区道 第 1094 号線		港区海岸 1 丁目 5 番先 から 港区芝浦 1 丁目 1 番先 まで		浜崎公園
20	特別区道 第 163 号線		港区浜松町 1 丁目 13 番先 から 港区浜松町 1 丁目 15 番先 まで		
21	特別区道 第 1151 号線		港区浜松町 1 丁目 6 番先 から 港区浜松町 1 丁目 31 番先 まで		プラザ神明
22	主要地方道 日本橋芝浦大森線 （第 316 号）	海岸通り	港区海岸 1 丁目 10 番先 から 港区海岸 1 丁目 2 番先 まで		

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
23	特例都道 新橋日の出ふ頭線 (第 481 号)		港区海岸 1 丁目 10 番先 から 港区海岸 1 丁目 8 番先 まで	J R、東京モノ レール 浜松町駅 都営地下鉄 大門駅 御成門駅 芝公園駅	ダイアログミュージアム 対話の森
24	特別区道 第 810 号線		港区海岸 1 丁目 8 番先 から 港区海岸 1 丁目 9 番先 まで	ゆりかもめ 竹芝駅 浜松町バスターミナル 竹芝客船ターミナル	

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

No	路線	事業内容	実施予定期間
1	一般国道 15 号	信号機の改良 (音響機能の整備)	令和 4 ~ 7 年度
2	特例都道日比谷芝浦線 (第 409 号)	信号機の改良 (音響機能の整備)	同上
3	特例都道新橋日の出ふ頭線 (第 481 号)	信号機の改良 (音響機能の整備)	同上
4	特別区道 第 1021 号線、第 1102 号線	信号機の改良 (音響機能の整備)	同上
5	特別区道 第 1102 号線、第 1019 号線、 特例都道新橋日の出ふ頭線 (第 481 号)	信号機の改良 (音響機能の整備)	同上
6	特別区道第 1006 号線	信号機の改良 (音響機能の整備)	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の適切な補修 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済） (2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施（道路標示の高輝度化は既に実施済） (3) エスコートゾーンの整備（注1） 必要に応じて実施 2 違法駐車行為の防止のための事業 (1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車の指導取締りの実施 (2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車 の指導取締りの実施 (3) 違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施	令和4～7年度 (継続的に実施)

(注1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

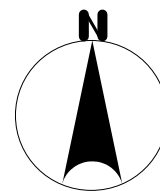
信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

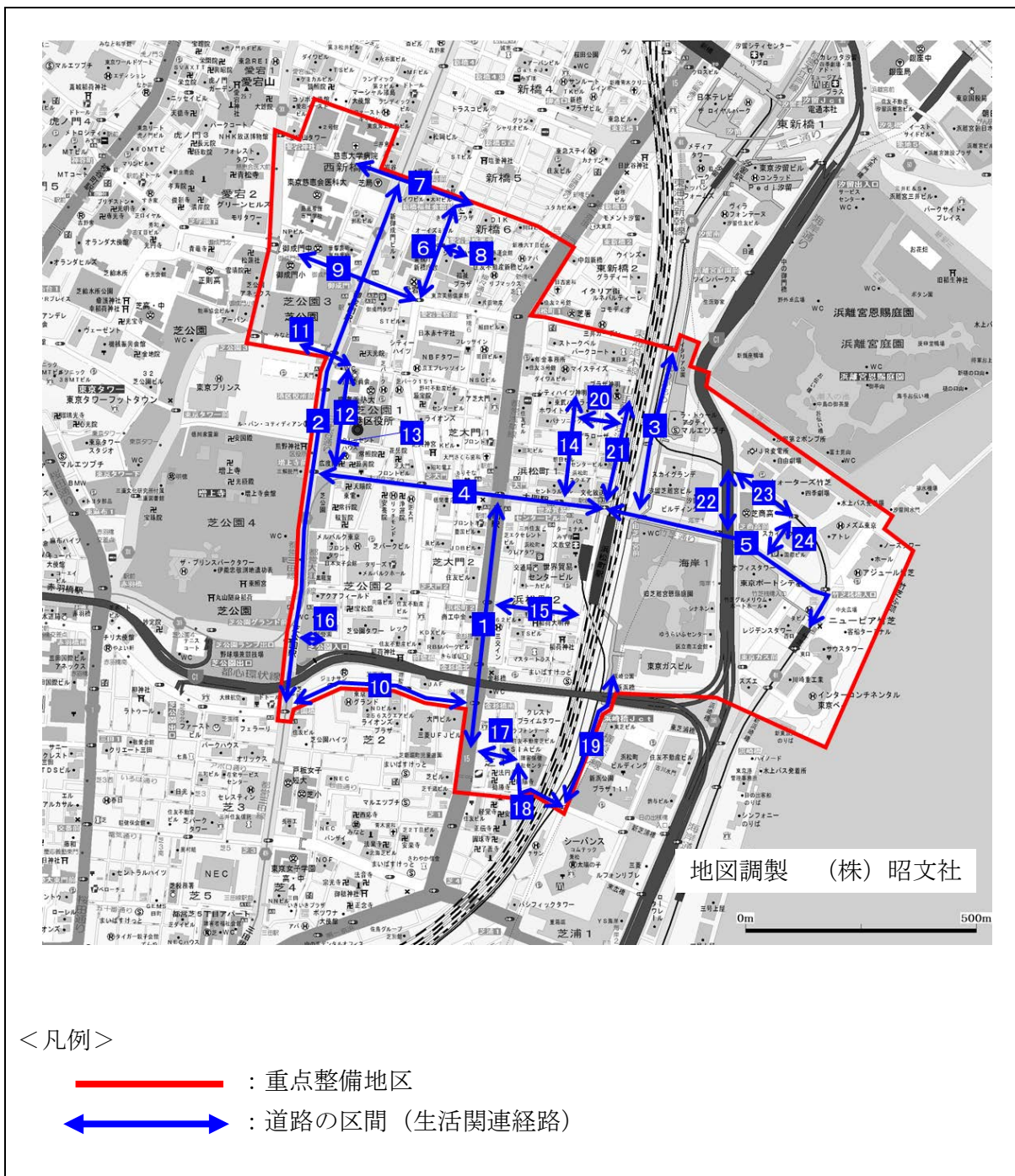
(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図



区市町村名	港区
重点整備地区名	浜松町駅周辺地区



< 凡例 >

- : 重点整備地区
- ↔ : 道路の区間 (生活関連経路)